

第七回国会 運輸委員會 議錄 第十三号

昭和二十五年三月二十三日(木曜日)

午前十一時五十五分開議

出席委員

委員長代理 片岡 伊三郎君

理事 大澤嘉平治君 理事 關谷 勝利君

理事 松本 一郎君 理事 尾崎 末吉君

岡田 義一君 尾崎 末吉君

坪内 八郎君 島山 鶴吉君

満尾 君亮君 渡邊 良夫君

上村 進君 飯田 義茂君

出席政府委員

運輸事務官(鐵道監督局長) 足羽 則之君

運輸事務官(鐵道監督局長) 石井 昭正君

有鐵道部長 後藤 憲一君

運輸技官(港灣局長) 岩村 勝君

委員外の出席者 専門員 堀 正威君

本日の會議に付した事件

倉庫業法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇五号)

○片岡委員長代理 これより運輸委員會を開会いたします。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

○岡田(五)委員 まず御説明をお願いいたします。倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

倉庫業法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引續いて質疑を行います。岡田五郎君。

も群小倉庫が非常に多いようでありま

す。また倉庫在貨も戦前、戦時中に比

べまして、相当回数が少くなつてお

るかのようにも考えられるのでありま

す。かような実情をこの資料によつて

一応御説明をいたしたいと考えるの

であります。御説明を受けた上、この

数字につきまして多少質問をいたし、

また倉庫業法の一部改正につきま

す。質問をいたしたいと思ふのであり

ま。

○後藤政府委員 それでは御説明申し

上げます。お手元に差上げました倉庫

業の現状説明資料をお目通し願ひたい

と思ひます。倉庫業者数は土地により

まして、新、旧及び発券、非発券業者

別にとつた数字であります。そこに

ありますように、普通倉庫業約六百、

冷蔵倉庫約八百、水面木材倉庫とい

うのが九、総計いたしまして千三百九

六という業者の数になつております。

ただいまお話ありましたように、戦後

に新たに業を開始したものと、旧

来から行つておるものを比較いたしま

すと、普通倉庫においては新が四七、

旧が五三、冷蔵倉庫におきましては

新が四九、旧が五一、こういうよう

な割合になつております。なぜ新が

こうたくさん出たかという、この戦

争によりまして倉庫が非常に損害を受

けております。戦前普通倉庫は百二十

万坪ありました能力が、七十万坪に激

減し、また冷蔵倉庫におきましては、

戦前十二万立坪ありましたが、約八

万立坪に減少いたしました。なお残つ

たうちでも、特に素質のいい、しかも

重要な地点でありますところが、進駐

軍の専用になつておるといふような

けでもつて、日本の経済の事情からい

います。倉庫が非常に不足を来して

おつたときがあるものであります。従

つて需給の關係をいたしまして、新た

に倉庫の業を開始するといふ欲望が必

然に起つたわけでありま。ところが旧

来の倉庫業者の方には制限会社があり

まして、それ自体が新規の業を開始、

あるいは倉庫を建設する機会に恵ま

れなかつた。そのために戦後の新興業

者で、何か固定的な事業に手を出した

という趣旨から、倉庫業に転換した

ものが非常に多かつたのです。それ

から冷蔵倉庫の方は、戦後漁業方面の景

氣が非常によかつたといふことと並

んで、冷蔵倉庫に着目したものが、新興

業者の間に多かつたのであります。し

かしながら戦後に建てました建築物

は、資材あるいはその建設費の遠い

いうことのために、ことごとくがき

めて粗末な建物であります。旧来あり

ましたような本格的な倉庫の建築は、

ごくまれでありまして、バラック建

てのものが非常に多いといふのが現状

なのであります。

それから次のページの(二)に倉庫設備

能力といふのがあります。それにより

ますと、二十四年の十二月現在にお

きまして、普通倉庫が百一十一万坪、冷蔵

庫が約十三万立坪といふように、ほ

ぼ戦前の姿、冷蔵庫において約二分

ほどの増加を来しております。

それが第三は発券の問題でありま

す。発券をするには、倉庫の構造自

身非常に信用を必要とするものであ

りますから、新規の業者にして発券可

能にするだけの構造を持つものは、割

合に少いといふことのために、発券

の量は大きく増加いたしておらぬ

のであります。

第四に、終戦後に増加いたしました

坪数が出ております。戦後において

は、普通倉庫におきまして約三十五

万坪、冷蔵倉庫におきまして約四万

坪がふえております。そしてそのふ

えたのも、主として大港に非常に

多く増加しておることが、その内訳

のところに表われておるわけであり

ま。

それから第五には、軍施設の転換、

これは旧軍港でありました横須賀、

呉、佐世保、舞鶴といふ所に、海軍

軍需の倉庫がございました。それら

が開放になりまして、大蔵省の所管に移

り、その後これを民間の業者に、一時

使用によつて倉庫営業を許したのも

が、海軍関係におきまして約五万七

千坪、陸軍施設のもので六千坪、その他

移設とかあるいは転用といふことで一

万七千坪、総計約八万坪が、旧軍港

施設の転換によつて倉庫に転用され

ております。

第六に、進駐軍に接収された明細が

載つておりますが、総計約十四万七

千、十五万坪ほどのものが接収され

ております。

それから第七、これは主要港灣都市

における普通倉庫業の集中状況です

が、去年の十二月末現在におけるい

ゆる在庫残高は千二百九十一億で、こ

れは去年の秋の初めごろまでは約千

百億ほどあつたのですが、年末には少

し倉庫の在庫品が減つております。こ

れは荷物が動いたのと、物価がやや下

つて来たといふこの二つの理由によ

つて、去年の秋ごろの残高と比べて減

つておるのであります。昭和十八年

には在庫高が二十七億ありましたが、在庫

品の絶対量が減つておるのは、今の物

価の値上りと、昭和十八年の物価を対

比いたしますとおわかりになると存じ

ます。

次は品目別割合であります。現在の

倉庫の寄託貨物の特徴としてきわめて

顯著なのは、政府及び公用の貨物が非

常に多いこととあります。第四に二十

四年八月末現在の表があります。数量

において二百七十八万トン、金額で千

百二十一億円、うち政府関係が数量に

おいて五一、金額において六三、

その残りが民間の寄託物資といふこ

とになるわけでありま。

次に倉庫証券の流通の表がありま

す。十二月末現在におきまして、在庫

貨物の合計が千七百七十三億円あり

ます。証券流通高は四十五億円であり

ます。比率にいたしますと三・九%を占

めるだけあります。しかしこれは政

府及び公団の所有になつております。い

ゆる証券流通の方法のない貨物が六

百九十八億円ありますから、それを差

引きますと、民間貨物は四百二十三億

円あります。

第一類第十二号

運輸委員會議錄第十三号

昭和二十五年三月二十三日

第一類第十二号

運輸委員會議錄第十三号

昭和二十五年三月二十三日

第一類第十二号

運輸委員會議錄第十三号

昭和二十五年三月二十三日

第一類第十二号

運輸委員會議錄第十三号

昭和二十五年三月二十三日

第一類第十二号

運輸委員會議錄第十三号

昭和二十五年三月二十三日

円になります。その四百二十三億圓に對しまして、四十五億という証券の流通がありますから、その割合で行きますと一六％強にあたります。これを戦前の実績に比べますと、昭和十五年末におきましては四七％、十九年末におきましては一五％という数字になっております。十五年ごろはまつたくの自由經濟時代でありますが、十九年になりますと戰時中であり、統制を非常に強化した時代であります。ただいまの一六％というのは、現在まだ各種物資の統制時代にある点から見まして、やむを得ないと思います。しかしこの点は、統制をゆるめると同時に、物資の流通高がふえて來ることが考えられるのであります。

大体この表にありますのは、そういう点であります。

○岡田(五)委員 資料の説明を承るの
はこの程度にしまして、一言だけお聞
きたいしたいと思います。第一條の
「倉庫營業者他人ノ為ニ政令ヲ以テ定
ムル構造ヲ有スル倉庫ニ物品ヲ保管ス
ルヲ業トスル者」こういうように今度
の改正法案で追加されることになつた
のでありますが、この「政令ヲ以テ定
ムル構造ヲ有スル倉庫」こういうこと
で、いわゆるこの發券倉庫以外の倉庫
も届出制度でキヤツチしよう、こうい
うお心持のようでありますが、このい
「政令ヲ以テ定ムル構造ヲ有スル倉庫
」こういうことについて、どういふよう
に政府としてお考えになつておるの
か、概略御説明を願ひたいのでありま
す。

○後藤政府委員 商法の第五百九十七
條に、倉庫業の定義が入つておるので
ありますが、倉庫といふものの定義と

いうものは、実は判然としたしておりません。それで倉庫といいますが、物を保管いたします建物、またこれを地面にそのまま預かります野積場、また貯木所のような水面というものがあります。また別に自動車のガレージでありますとか、厭などによく見受けまします荷物の一時期預かり所というようなものも、預かるという意味で行きますと同じようなことになるのであります。が、それらの点を区別いたしましたので、自動車のガレージや荷物の預かり所などは省くというような点をいろいろ考えまして、お手元に資料として差上げたとありますが、倉庫業法第一條の規定に基く政令案要綱のような考えのものとて、この政令を進めてみたいと存じております。これは倉庫の定義をはつきりしておきたいという目的でもつてやつたわけでありま。

○岡田(五)委員 この政令案によりますと、提案理由の説明にありましたように、いわゆる戦後発生いたしました群小倉庫で、しかも設備があまりよくない。しかも保管貨物に相当盗難、あるいは鼠害、あるいは火災というような危険を防止するほどの倉庫を、全部キヤッチできるのか。またこの政令からさらに漏れた、いわゆる健全な倉庫も残る見込みであるのかどうか。この辺のところをちよつと御説明願いたいと思ひます。

○後藤政府委員 その点につきましては、届出によりまして、この定義によりまします倉庫をもといたします倉庫業につきましては、全部キヤッチできる。こういう考えを持つておるわけでありま。

○岡田(五)委員 次に昨日關谷委員か

やつたわけにあります。

○岡田(五)委員 この政令案によりま
すと、提案理由の説明にありましたよ
うな、いわゆる戦後発生いたしました
群小倉庫で、しかも設備があまりよく
ない。しかも保管貨物に相当な難、あ
るいは鼠害、あるいは火災というよう
な危険を防止するほどの倉庫を、全部
キャッチできるのか。またこの政令か
らさらに漏れた、いわゆる健全な倉庫
も残る見込みであるのかどうか。この
辺のところをちよつと御説明願いた
いと思ひます。

○後藤政府委員　その点につきましては、届出によりまして、この定義によります倉庫をもといたします倉庫等につきましては、全部キヤッチできる。こういう考えを持つておるわけであります。

○岡田(五)委員　次に昨日關谷委員か

營業といふものは、生産と消費の間にあつてのいわゆる価格調整、あるいは消費調整という一つの重要な使命を果し、また輸送機関の中間にあつて、海上輸送と陸上運送、あるいは道路運送と鉄道輸送、その中間にあつてのいわゆる交通の交又といひますかの作用。調整作用をする、重要な公共的性質を持つておる事業であると考えるのであります。かようなゆゑをもつて、昭和十八年でございますが、當時商工省所管であつた倉庫營業を、運輸通信省に所管がえられたと私は考えたのであります。実に公共性を持つた輸送機関の関連重要産業といたしまして、当然これが管理行政につきましては、強力にこれを把握し、これを監督して行かなければならない、かように私は考えておるのであります。特に運輸省の所管行政につきましては、ほとんど免許可制をとつておるのであります。にもかかわらず倉庫につきましては、今まで發券倉庫のみにつきまして許可制をとり、今度幸ひにして届出制度ではあります、一応把握するななな形をとられたのでありますが、私は輸送機関の一連産業として、しかも公益性の非常に強い倉庫業につきまして、いまだに自由経済事業体形を整えておく、放任しておくということについて、はなはだ不満足に考えるのであります。が、きのうも關谷委員の許可制にする意思がありやいなやという質問に對しまして、一応は届出制にして、経過を見て許可制にしたい。かような御答弁でありましたが、相かわらずさうな意思であるかどうか。再確認する

○後藤政府委員　ただいまのお話は、われ／＼としても非常に共感いたします。ところでありますが、現在の状況におきまして、届出制によつて倉庫業総体に對する把握ができるという点が成功いたしましたれば、そして強権を發動し得る免許制をとらなくても、逐次設備の改善または経営の改善ということによつての行政指導によつて、指導し得るという点も考えますから、免許制をあえてとらなくてもいいのじやなかろうかという考えを持っております。

○岡田(五)委員 私は政府委員と多少感じを異にいたしているのでありま
す。この法案を見ますと、いわゆる発

い。

○後藤政府委員　今のお話は、理論的に、たとえ許可制という表から強い力を興えるまでもなく、九條の発動によりまして、設備あるいは経営に對する是正を、ごく民主的に行い得るといふ点において、行政的にも措置し得る道が開けているのでありますから、一応われ／＼としてはこの程度でもつて、従来の完全な自由という点から考えますれば、公益性の確保、公信力を確保するといふ観点からは、数歩進んでいゝるのではなからうか。こうも思つてゐるのであります。

○關公委員 昨日御質問申し上げましたので、二、三点だけ伺いたします。最初には希望を申し上げたいと思つています。昨日行政制度の審議会におきまして、業者の代表が出て参りまして、その声といたしまして、この一貫輸送をやる意味におきまして、どうしても倉庫業というものの所管が、通産省へ移されたのでは困るのだ。運輸省でなければならぬということ、倉庫業会の会長がしきりに強調をしておつたのであります。また行政制度審議会の委員の中には、倉庫業の実体を知らず、私たちがほとんどないといふことを、私たちがいろいろ説明もしたのであります。時間の関係上あまり十分でもなかつたのであります。でありますから、この倉庫業の実体がどのようであるかということ、行政制度審議会の委員あたりによく徹底させるような、何らかの方法を講じていただきたい。なおまた商工省から運輸へ移管されるということは、こういう

ふうな意味合いが業界から強く要望せられて、こういうふうなことになるたのでありますので、その移管せられた当時の理由等を明示いたしましたならば、これらの人々もわかつて来ると思いますが、この点十分徹底するような措置を早急にお願したいと思ひます。これは希望でありますので、そういうことをやつていただくことを希望しておきまして、答弁は求めません。

次に、簡単なことでありますが、ただいま配付になりました倉庫業法第一條の規定に基づく政令案要綱の中の三、四に、「運航の用途を休止若しくは廃止した船舶その他水面に浮上する施設であつて物品の保管の目的に供せられるもの」同じく「運航の用途を休止若しくは廃止した車輛であつて物品の保管の目的に供せられるもの」となつておるものでありますが、こういうふうなもので、従来発券倉庫として免許をしておるものがあるのかないのかという点を御説明願ひたい。

次に同じく四枚目にある法第十一條に關する省令案要綱であります。その第四に「当該倉庫営業の相続に對する届出人以外の相続人の同意書」ということがありますが、一人でも同意しない場合には、これが相続が認可にならないのかどうか。かりに同じ権利を持つておる者が四人あつて、相続人が一人、あとの三人のうち二人が同意した場合に、一人の同意があつてもなくともやり得るのかどうか。この二点だけをお尋ねしたい。

○後藤政府委員 第一條の政令案要綱の三、四の点の、設備についての発券というものは、過去において例がございせん。これは倉庫という規定をこれ

に掲げたにすぎないのでありまして、今までにこういう形の施設はございせん。それから十一條の相続の点は、われ／＼としてはまだ研究が十分でございせんので、さらにこの点については研究いたしたいと存じております。

○關谷委員 それでは私はこれで一応委員各位と、免許制に修正するかどうかの協議をいたすことにいたしましたので、それを除いた部分に關しては私の質問を打ち切ります。

○瀧尾委員 倉庫業を、公益性にかんがみて免許制にするかどうか一つが山になつておりますが、これについて政府委員のお考えをお伺ひしたい。またこれを免許制にするという場合の理由を、政府側として列挙したものを提出し願ひたい。どういふわけでこれは免許制になるべき事情なのか、ただ端的に公益性と言へば非常にりつぱであるか。具体的な公益性の内容は何であるか。というところを、政府側において考へていただきたい。私の考へはなるべく免許制の事業をたくさんつくるというところは、経済自立の根本觀念から申しますと、望ましくない。どうしてもやむを得ざるものだけ許可制にした。つまりこれは例外措置である。従つて例外措置であるというためには、その根拠がはつきりしなければならぬ。過去に実績として免許制でなかつたために、こういう弊害があつた。倉庫業の運営上において、他人の物を保管して置きながら、あるいは不慮の損害を使用者なり、公衆なりに與へたといふたような、実証的な研究に裏づけられたところの根拠を、政府側におい

て御提出願ひたい。そのことが私どもがこの問題を考へますのに、非常にはつきりとした結論を出す上に必要であらうと思ひますから、本日御答弁は求めません。この次のチャンスまでにその根拠を出していただきたい。

○後藤政府委員 政府側といたしましては、免許制を主張しておりませんので、免許になるべき理由、今おつしやつたようなものの調査をいたしておらないのであります。私どもは届出制を必要とするということをお願い申し上げておるわけでありまして。

○瀧尾委員 ちよつとその御答弁は見当がはずれております。なるほど政府の原案はそうではありますけれども、これは免許制にすることも可能であるという一つの考へ方の範圍いかんで、従つてその線に沿つて御研究を願つて、その資料を御提出願ひたい。

○後藤政府委員 それではそういう資料をひとつ考へてみましょう。

○片岡委員長代理 それでは他の質問は次会に続行することといたしまして、本日はこれをもつて散會いたしましたと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○片岡委員長代理 御異議なしと認めます。

それでは本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時三十分散會

昭和二十五年四月十二日印刷

昭和二十五年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁